

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク佐伯

佐伯公共職業安定所広報
2025年4月号

contents

- ① 2025（令和7）年度雇用保険料率のお知らせ P1
- ② 4月から「育児時短就業給付金」を創設します P2
- ③ 雇用保険関係手続きに関するお願い P3
- ④ セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P3
- ⑤ 管内労働市場の動き P4
- ⑥ 就職支援メニュー/ご利用ガイド P4



大門口（臼杵市）

1

《事業主の皆さまへ》

2025（令和7）年度の雇用保険料率のお知らせ

- ◆ 2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
 - 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。
(建設の事業は4.5/1,000です。)

前年度から
変更されます

2025（令和7）年度の雇用保険料率

(赤字は変更部分)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2

《被保険者、事業主の皆さまへ》

2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)



詳しくは、
ハローワークへ
お問合せください

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること。

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

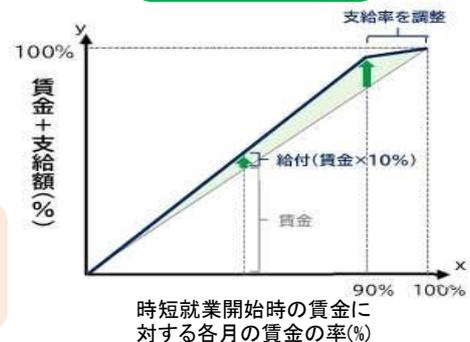
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

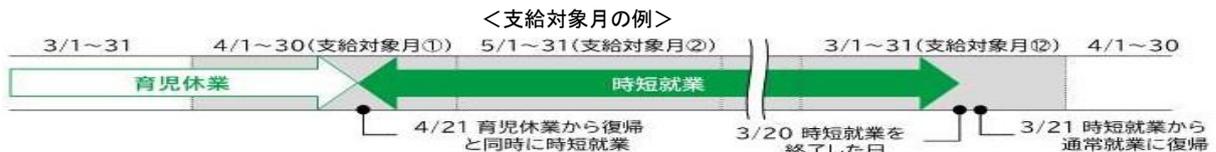
- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき。
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき。
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき。

支給額のイメージ



3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業されている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したもののみならず、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

3

《事業主の皆さまへ》

雇用保険関係手続に関するお願い

毎年4月は雇用保険関係手続の最繁忙期となり、ハローワーク窓口が大変混雑いたします。

雇用保険関係手続(電子申請を含む)の迅速な処理のため、事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、以下の点につきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

雇用保険手続の届出処理について

◇ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は特に時間を要しますのでご注意ください！

- 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
- 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けて提出をお願いします！

- 資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。

〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降〕

※雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日まで提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

*** 来所による届出・申請は可能な限り 16 時まで提出いただきますようご協力をお願いします！**

電子申請について

- 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。

また、電子申請を行う際は、申請書類を提出する前に「申請データ保存」を行うことをお勧めします。ハローワークから「修正指示」により返戻があった場合に、その後の修正手続きをスムーズに行うことができます(利用されているソフトにより一部相違あり)。

4

《求職者の皆さまへ》

セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談

事前
申込み

4/17 木曜

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談

会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、
専門講師によるセミナー

【申込】ハローワーク佐伯、ふるさと(臼杵・津久見)受付まで

保育のしごと相談会

当日
受付

4/24 木曜

10:00~12:00 会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

ブランクが長いなど保育士への就職についての不安、悩み、
施設見学などの相談・情報提供

【問】大分県保育士・保育所支援センター ☎097-578-7330

福祉のしごと相談会

当日
受付

4/10・24 木曜

10:00~12:00 会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験
などの相談・情報提供

【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

おおいたサポステ出張相談会

事前
予約

4/11 金曜

13:30~15:30 会場:ハローワーク佐伯1F 相談室

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、
就職に向けてサポート (15~49歳対象)

【予約】おおいた地域若者サポートステーション

☎0972-28-6117

心理カウンセリング

事前
予約

4/11・25 金曜

①9:10~10:10 ②10:30~11:30 (各1名)

会場:ハローワーク佐伯個別相談ブース

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・
アドバイスなど

【予約】ハローワーク佐伯、ふるさと(臼杵・津久見)受付まで

ミニ企業説明会(予定)

当日
受付

4/9・16・23・30 水曜

9日 9:30~16:00 16日 10:00~16:00

23日 10:00~16:00 30日 13:00~16:00

会場:ハローワーク佐伯1F 相談室

日時により参加企業は全て異なります。詳細は、ハロー
ワーク佐伯総合受付までお問い合わせください。

5 管内労働市場の動き

ハローワーク佐伯管内

有効求人倍率／求人・求職の推移（令和6年2月～令和7年2月）



大分県



2月の新規求職者数422人で前年同月より5.8%減少し、有効求職者数については1.9%減少しました。また、新規求人数は677人で前年同月より12.9%減少し、有効求人人数については15.8%減少しました。有効求人数を有効求職者数で割った有効求人倍率は1.16倍で前月比より0.06ポイント下降し、前年同月比では0.19ポイント下降しました。

6 就職支援メニュー／ご利用ガイド

窓口での相談

勤務時間や休日などの労働条件や学歴・経験・免許等の募集要件の確認、応募状況のお問い合わせなど、お気軽にご相談ください。また、窓口職員が求人企業と連絡をとり、企業への「紹介状」を交付します。

専用端末で求人検索

来所者端末でお仕事を検索し、求人票を閲覧・印刷することができます。また、画像が登録されている場合は、求人企業の建物や職場風景等を見ることができます。

履歴書・職務経歴書のアドバイス

職業相談窓口では応募書類の書き方についてのアドバイスや添削を行っています。

職業訓練（ハロトレ）受講相談【ハローワーク佐伯 1F】

再就職に役立つ知識、技術や資格を身につけて再就職の可能性を高める訓練をご案内しています。（受講には一定の条件があります。）

生涯現役支援窓口【ハローワーク佐伯 1F】

概ね60歳以上の方を対象に、求人情報提供、履歴書の書き方、面接の受け方等の各種支援を行っています。

職場内のトラブル相談

就職後に職場内のトラブルなどでお悩みの方も、お気軽にご相談ください。相談の内容により専門の窓口（労働相談窓口等）への取り次ぎを行います。

週間求人情報【毎週金曜日発行】

ハローワーク佐伯HPから閲覧、印刷できます
（こちらから→）



●ハローワーク佐伯
〒876-0811 ☎0972-24-8609
佐伯市鶴谷町 1-3-28
佐伯労働総合庁舎 1・2F

開庁 平日 8:30～17:15
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始（12月29日～1月3日）

●臼杵市ふるさとハローワーク
〒875-0041 ☎0972-64-0258
臼杵市大字臼杵字洲崎 72-255

開庁 平日 9:30～17:00
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始（12月29日～1月3日）

●津久見市ふるさとハローワーク
〒879-2435 ☎0972-82-8609
津久見市宮本町 18-12
市役所横会議棟 2F

開庁 平日 9:30～17:00
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始（12月29日～1月3日）